

都市計画道路見直しの分類結果について

1. 概要

本市の都市計画道路は、昭和2年に22路線を都市計画決定し、その後も、人口増加や経済成長に伴う交通量の増大などを背景に、路線の追加や変更を行い、現在では194路線、約512kmを都市計画決定しています。

都市計画道路の区域内では、将来の円滑な事業の施工を確保するため、建物の階数や構造の制限を行っていますが、都市計画決定されてから長期間未着手となっている路線では、長期にわたり市民の私権を制限しています。

また、都市計画決定当時の社会情勢と現在の社会情勢が大きく異なり、必要性に変化が生じている路線や必要性が失われている路線があることが考えられます。

このため、本市では長期間未着手となっている都市計画道路の必要性を改めて確認し、必要性に変化が生じている路線や必要性が失われている路線の都市計画の変更・廃止を行うため、都市計画道路の見直しを行っています。

2. これまでの経緯

都市計画道路の見直しにあたっては、見直しの進め方、見直し対象路線、見直しの指標など、見直しにあたっての基本的な考え方を整理した「都市計画道路の見直し方針」を平成22年3月に策定しました。

見直しの進め方

廃止候補路線の廃止を優先して行います。

見直し対象路線

都市計画決定後20年以上未着手となっている区間を含む路線を見直しの対象とします。(基準日：平成20年3月31日)

見直し指標

全市的な視点から「都市計画道路の必要性」及び「事業実施上の課題」を見直し対象路線ごとに確認し、見直し対象路線を「継続路線」、「更なる検討を行う路線」、「廃止候補路線」の3つに分類します。

一部の路線については、全市的な視点での分類の後、個別路線ごとに検討し、分類結果に反映しています。

3. 見直し分類結果 (見直し対象路線：90路線、139区間、約151km)

分類の区分	路線数(路線)	区間数(区間)	延長(km)	割合(%)
継続路線	35	51	約46	約30.1
更なる検討を行う路線	66	80	約100	約66.5
廃止候補路線	7	8	約5	約3.4

添付の図面を併せてご覧ください。同一路線で分類の区分が跨る路線があるため路線数の合計は一致しません。

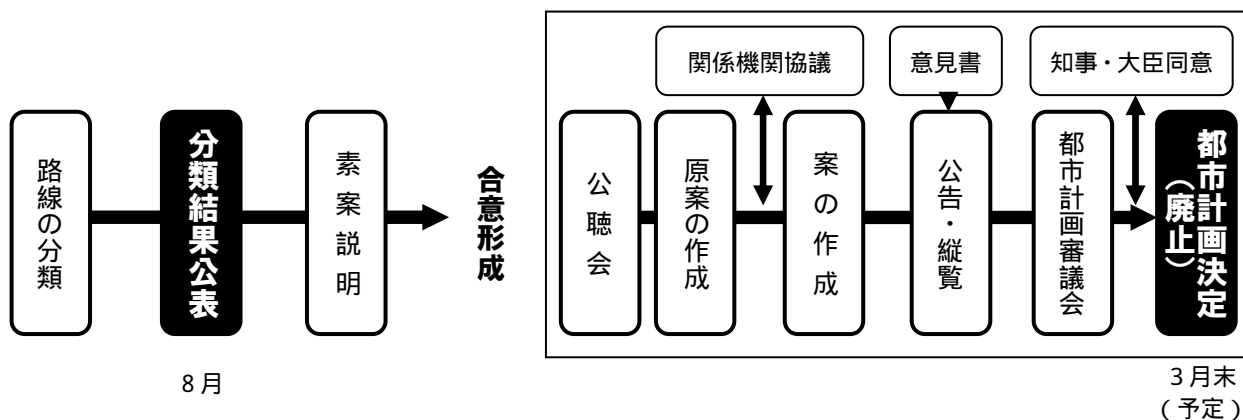
4. 廃止候補路線（7路線8区間）

路線番号	路線名称	対象延長	該当区	備考
3・2・503	小張木関屋線	350m	中央区	全市的な視点での分類結果「更なる検討」に対し、個別路線ごとに検討した結果を反映済み
3・4・521	一番堀通入船線	235m	中央区	
3・4・537	平島線	640m	西区	西大通りの南側区間
		760m		西大通りの北側区間
3・4・546	五十嵐一の町線	1,080m	西区	
3・5・554	山の下河渡線	970m	東区	全市的な視点での分類結果「更なる検討」に対し、個別路線ごとに検討した結果を反映済み
3・4・101	豊栄停車場線	610m	北区	
3・5・256	東口線	600m	秋葉区	

5. 今後の進め方

(1) 廃止候補路線

必要性が失われている路線の廃止を優先して行うため、廃止候補路線に関係する地域の皆様から意見をお聴きし、合意形成が得られた路線から順に都市計画の手続きに入ります。



(2) 更なる検討を行う路線

更なる検討を行う路線は、全市的な視点と合わせて個別路線ごとの道路の必要性や事業実施上の課題の検討を行います。

(3) 継続路線

現時点では道路の必要性があることから、現在の都市計画決定を維持します。